

## 1 情緒障害について

情緒障害とは、周囲の環境から受けるストレスによって生じたストレス反応として、状況に合わない心身の状態が持続し、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続している状態をいう。そのため、日常生活を送ることに困難さを感じたり、社会的適応が困難となり、学校などで集団活動や学習活動に支障のある行動上の問題を有したりする。具体的には、選択性かん黙、不登校、過度の不安やうつ状態、身体愁訴を訴えるなどの内在化問題行動と、かんしゃくや怒り発作、離席、教室からの抜け出し、集団からの逸脱行動、反抗、暴言、暴力や攻撃的行動など、外在化問題行動を呈する。

## 2 情緒障害のある子供の教育的ニーズ

### (1) 早期からの教育的対応の重要性

どのような場合においても、子供一人一人に生じているストレス反応を理解することが大切である。そして、学校生活や社会生活に適応できない状態が生じる前から、子供が感じている困難さを理解した上で早期からの適切な対応がなされることが重要である。例えば、選択性かん黙でいえば、話させようという働きかけを行うと、逆に緊張と萎縮を生じさせてしまい、対人恐怖や不登校などの状態を引き起こす場合もある。また、周囲の子供に対して話をしない子供という印象を与えてしまい、状態を強化させてしまう場合もある。意図的に話をしないのではなく、場面によっては話ができないという視点から、子供一人一人に生じているストレス反応を理解し、子供に生じている緊張や不安を緩和できるように、早期から本人及び周囲の人たちに対して適切な対応を行うことが大切である。そのため、低年齢の段階から医療機関とも連携して、環境を整えるなどが必要である。

子供が学校生活や社会生活に適応できなくなり、他の子供から離れてしまうことで、保護者も他の保護者から孤立してしまう傾向がある。教育相談担当者をはじめとする関係者が、保護者とともに支援の方向性や具体的な支援の内容などを検討することが大切である。相談や、個別の教育支援計画を活用した関係機関等との連携などにより、保護者支援を行う必要がある。

### (2) 教育的ニーズを整理するための観点

#### ① 情緒障害の状態等の把握

情緒障害は、気質と環境要因が複雑に絡み合って発症するものであり、上記の内在化行動問題や外在化行動問題だけでなく、強迫観念や強迫的行動、拒食、自傷行為、適応障害、摂食障害、PTSDなどもある。また、自閉症や注意欠陥多動性障害、学習障害、身体的な疾患などが背景にある場合にも、情緒の問題を呈することがあり、医療機関との早めの連携が大切である。指しゃぶりや爪かみ、常同行動、抜毛などの多くは、単なる習慣性の癖と考えられるが、長期間頻回に続き、学習や集団行動に支障を生じる場合には、情緒障害としてとらえられる。チックは情緒障害に該当しないが、症状が増強・長期化する場合には情緒障害と考えることもできる。また、身体症状について把握することも重要であり、感情や気分の不安定さが強いときには、腹痛や気分不快などの身体的訴えを生じることもある。不登校の初期に、腹痛等を認めることはまれではない。なお、非行については、情緒障害そのものが原因として捉えられないことに留意する必要がある。

情緒障害については、医学的な治療というよりも教育的な指導や支援が重要である。行動観察や心理アセスメントの結果を参考に、スクリーニング検査や心理検査等を実施するとともに、必要に応じて知的発達の状態を把握することが大切である。対人関係のストレス、学業の負担、親子の関係など、環境との相互作用についても把握することが重要である。

#### ② 情緒障害のある子供に対する特別な指導内容

本人がどのような支援や配慮があると落ち着いて活動ができるかについて、本人と相談することが大切である。例えば、身振り、うなずき、指さし、カードを選ぶ等による非言語的なコミュニケーションで、安心できることがある。変化に対応しやすくするために、教師と一緒に活動したり、学校行事の進行などを写真や動画などを使って視覚的にスケジュール等を提示したり、事前に予告したりすることも必要である。また、本人と相談しながら、スモールステップで話せる場面を増やすことも大切である。その際、場所や相手や人数によっても声の出しやすさが異なるため、条件を整えることが大切である。言うことが決まっている方が声を出しやすい場合は、挨拶や係活動後の報告など定形的に発話する場面を設定したり、ICレコーダーを媒介にして音声のやり取りをしたりなどして、子供がコミュニケーションを図る経験を積めるようにすることが大切である。

### ③ 情緒障害のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容

心理面での不安定さから学習の積み上げが難しかったり、治療等により学習の空白期間が生じたりする場合があるため、理解の状況を考慮し、基礎的・基本的な内容の確実な習得など、学習内容の定着に配慮した上で、評価方法を工夫して不利益が生じないように配慮することが大切である。また、衝動的な行動によるけがを防ぐ校内環境の整備や、クールダウン等のための場所の確保が必要である。災害時は、心理的に混乱することを想定して支援体制を整備したり、災害等発生後に外部からの刺激を制限できるような避難場所及び施設・設備を整備したりする必要がある。

## 3 情緒障害のある子供の学びの場と提供可能な教育機能

### (1) 通常の学級における指導

小中学校等で編成される教育課程に基づいて、各教科等の指導を学級、学年集団で行ったり、全体で学校行事に取り組んだりするなど一斉の学習活動が基本である。各教科等を学ぶ際、合理的配慮を含む必要な支援の内容や学習指導要領総則のほか、各教科等編の解説に示されている「学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫」等を参考に、子供一人一人の教育的ニーズを踏まえることが必要である。その上で、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用することが重要となる。また、周囲の環境から受けるストレスによる心理的な不安定さから、気持ちを落ち着けて集中することができず、書くことや読むことなどの学習に時間を要したり、指示や説明を断片的に聞いていたりすることや、視線に敏感で周囲の状況が気になりやすいことがあるため、座る場所も配慮したい。さらに、刺激に敏感な子供の場合、学級内のざわつきが過剰な緊張をもたらす場合があることにも配慮する必要がある。なお、選択性かん黙のある子供にとって学級担任の存在そのものが大きな環境因子となる。言動や身振り、表情などが子供に恐怖を与えてしまうことがないように、話しかけやすい教師でいることが大切である。

### (2) 通級による指導（情緒障害）

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知）

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の子供が対象となる。緊張を和らげるための指導を行う時期、話せるようになるための指導を行う時期など、障害の状態等を踏まえた指導目標及び指導内容の設定に留意することが必要である。なお、いずれの時期にあったとしても、本人の話せるようになりたいという意欲を高めていくように働きかけたり、教師から子供に話しかける機会の方が多いことから、一方的な働きかけとならないよう、子供からの意思表示を引き出し、話せるようになることを目指した対応を行ったり、子供が反応しやすい場面を設けコミュニケーションを取れるよう工夫したりする。

なお、通級による指導の内容について、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であることに留意することが大切である。

### (3) 自閉症・情緒障害特別支援学級

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも  
二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも  
（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知）

主として心理的な要因による情緒障害があるために、通常の学級での学習では十分な指導の効果を上げることが困難であり、集団生活への参加や社会的適応のための特別な指導を行う必要がある子供が対象となる。学びの場の検討や学級編制に当たっては、選択制かん黙等の情緒障害と、自閉症やそれに類するものが背景にあって情緒の問題を呈するものとは、それぞれの障害の状態等に応じた指導が適切にできるように教室環境等への配慮と工夫が必要である。なお、特別支援学級に在籍する子供の指導に当たっては、通級による指導への変更の可能性も視野に、指導内容や指導方法の工夫を検討することが大切である。特別支援学級において特別な指導を行ったことにより、学習や社会生活への適応の状態が改善され、一斉での学習活動において、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもてる状況に変容してきた場合には、通常の学級による指導と通級による指導を組み合わせた指導について検討を行うことが考えられる。

## 【参考資料】教育的ニーズを整理するための調査事項の例（情緒障害）

以下の資料は、情緒障害のある子供の教育的ニーズを整理するための三つの観点を踏まえて調査票の参考例として調査事項等を示したものである。実際の調査においては、以下に加え調査事項を追加する等により活用することを意図している。

なお、詳細な事項の内容については、本編Ⅷを参照のこと。

1 情緒障害のある子供の教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～		
① 情緒障害の状態等の把握		
視 点	項 目	記 録
医学的側面	障害に関する基礎的な情報の把握	
	既往・生育歴	
	幼児期の発達状況	
	行動問題の状態	
	併存している障害等の有無	
	身体症状の有無	
	服薬治療の有無	
心理学的、 教育的側面	発達の状態等に関すること	
	生活リズムの形成	
	身の自立の程度	
	集団参加の状況	
	本人の障害の状態等に関すること	
	学習意欲や学習に対する取組の姿勢	
	障害による学習上又は生活上の困難を改善するために、工夫し、自分の可能性を生かす能力	
	学習の状況	
	意思の伝達の状況	
	自己理解の状況	
	諸検査等の実施	
	行動観察	
	検査の結果	
	認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報の把握	
	集団生活に向けた情報	
成長過程		
② 情緒障害のある子供に対する特別な指導内容		
	情緒の安定に関すること	
	状況の理解と変化への対応に関すること	
	状況に応じたコミュニケーションに関すること	
	言語の表出に関すること	

③ 情緒障害のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容		
ア 教育内容・方法	(ア) 教育内容	
	a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	
	b 学習内容の変更・調整	
	(イ) 教育方法	
	a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	
	b 学習機会や体験の確保	
	c 心理面・健康面の配慮	
イ 支援体制	(ア) 専門性のある指導体制の整備	
	(イ) 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	
	(ウ) 災害等の支援体制の整備	
ウ 施設・設備	(ア) 校内環境のバリアフリー化	
	(イ) 発達障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	
	(ウ) 災害等への対応に必要な施設・設備の配慮	

2 学校や学びの場について		
設置者の受け入れ体制	小・中学校の状況	
本人・保護者の希望	希望する学校、教育の場	
	希望する通学方法	

3 その他		
併せ有する他の障害の有無と障害種		